

基本目標 2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり

主要施策 2 - 1 子どもと親の健康の確保

現状と課題

女性にとって妊娠・出産は、短期間での心身の大きな変化に加えて、出産後すぐに始まる「子育て」という責任を担うことなどから、不安や悩みを生じやすい時期でもあります。このため、安全で快適な出産に向けた健康管理への支援、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減や、子育てについての知識・技術の習得や体験する機会の提供など、母親・父親になるための準備が重要となります。

こうした中、本市では、妊婦及び乳幼児健康診査や親子健康相談などを通じて、子どもと親の健康の確保に努めています。

今後も健診や予防接種等において、受診率の向上を図るとともに、妊娠、出産、育児において母子を中心とした家族全体の心身の健康づくりを行うことが重要です。

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

兄弟姉妹がいる場合、健診が学校や幼稚園から帰る前に終了するよう、配慮してほしい。

1歳半健診や3歳半健診で、早くに障害のある子へ手を差し伸べてほしい。

インフルエンザの対応など、感染症に対する整備が必要。

育児不安の母親に対する救済手段があると良い。

施策の方向性

利用者の視点に立った健診等の実施

妊産婦期における育児不安の軽減

具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
2-1-1	親子健康教育	妊産婦、乳幼児の健康を保持増進できるように支援を行います。	事業の継続	市民健康課
2-1-2	妊婦及び乳幼児健康診査	定期健康診査により、妊婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るとともに発達問題等の早期発見と予防に努めます。 また、子育て情報の提供により、育児中の親の孤立化を防ぎます。	受診率の維持 [20年度 受診率 妊婦健康診査 87.8%(9,066人) 4ヵ月健康診査 95.2%(1,180人) お誕生前健康診査 84.7%(1,203人) 1歳6か月児健康診査 89.5%(1,179人) 3歳児健康診査 86.4%(1,112人) 2歳児歯科健康診査 64.6%(883人) 精密健康診査43人]	市民健康課
2-1-3	親子健康相談	育児、栄養、運動、歯など、健康なライフスタイルの確立と親子への支援を図るため、いつでも気軽に相談できるよう各地域で実施します。	市内5地区での事業の継続	市民健康課
2-1-4	家庭訪問	家庭訪問によって、妊娠、出産、育児の不安の解消を図り、健康の保持・増進に努めます。	事業の継続	市民健康課
2-1-5	予防接種	感染性疾病を未然に予防し、子ども一人ひとりの健やかな成長を図るため、予防接種の適切な実施に努めます。	接種率の拡充 [20年度接種率 2期 86.92% 3期 79.78% 4期 69.50%]	市民健康課
2-1-6	健診後のフォロー一体づくり	健診後のフォロー教室の実施により、発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイス、及び適切な対応を図ります。	事業の継続	市民健康課 発達支援室
2-1-7	不妊相談の周知	県で実施している特定不妊治療費助成事業や不妊専門相談センターについて、市民健康課窓口及び健康相談の場等において周知しています。	周知の継続	市民健康課
2-1-8	上級・普通救命講習	毎月第2日曜日(9:00~12:00)に普通救命講習会(心肺蘇生法、AED、止血法など)また定期的に上級救命講習会(9:00~17:00)内容は普通救命講習会に傷病者管理法、搬送法等を加えたものを開催しています。乳幼児の突然の事故に対する指導も要望にあわせ実施します。	事業の継続	鎌倉消防署 大船消防署
2-1-9	感染症予防の啓発	感染症予防のため、流行が予測される感染症について、ホームページ、広報、パンフレット等で予防啓発に努めます。	事業の継続	市民健康課

主要施策 2 - 2 食育の推進

現状と課題

食は生活の基本であり、朝食欠食や不規則な食事等、食生活の乱れは、子どもの心や体の健やかな成長を妨げる大きな原因となります。そのため、子ども一人ひとりが食の大切さや正しい食習慣を身に付けることが大切であり、食育を通じて豊かな人間性を育み、良好な家族関係を築くことが期待されています。

ニーズ調査の結果では、子どもの朝食の状況について、「ほぼ毎日食べる」は就学児童で96.1%と前回調査に比べ2.4ポイント増加しており、今後も平成20年3月に策定した食育推進計画に基づき食育を推進していくことが重要です。

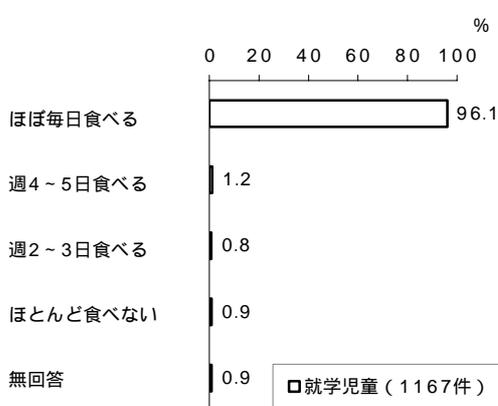


図 朝食の摂取状況 (今回調査)

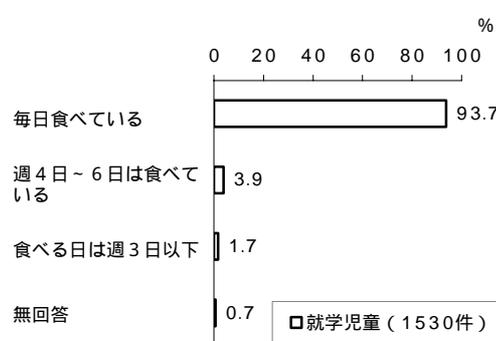


図 朝食の摂取状況 (前回調査)

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

食べ物を通して学ぶことは、ちゃんと「生きる」ことにつながると思う。
子どもに限らず、男女問わず、料理や家事をしない大人にも食育は必要。
講座は、よりたくさんの親子が参加でき、子どもが季節のものに興味を持てるような企画だとよい。

施策の方向性

計画に基づく食育の推進

具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体	
2-2-1	学校における食育の推進	学校の教育活動全体を通して行う健康教育の一環として、児童生徒に食に関する知識を教えるだけでなく、望ましい食習慣の形成に結びつく実践力を育成します。 また、家庭や地域と連携し、食生活・栄養に関する正しい知識の普及や、給食だよりなどの発行により、食生活に関する情報発信に努めます。	事業の継続	学務課
2-2-2	親と子の食生活体験学習の開催	地域における「食」について食文化面から先駆的に活動している講師（フードコーディネーター）と栄養士等により親子で「食育」を実習体験する講座「小さなコックさんあつまれ」を開催します。	事業の継続	市民健康課
2-2-3	離乳食教室の開催	乳児を持つ親に対する離乳食の進め方の指導や調理実習等を開催します。	年間 12 回開催の継続	市民健康課
2-2-4	栄養相談・栄養指導の実施	乳幼児だけではなく、家族全体をとらえ、状況に合わせた栄養相談、指導を実施します。	事業の継続	市民健康課
2-2-5	乳幼児健診の場を通じた情報提供	乳幼児健診や育児教室等において、保護者を対象に基礎的な食生活に関する資料・情報の提供を行います。	事業の継続	市民健康課
2-2-6	保育所における食育の推進	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣を形成します。 また、保育士と栄養士が連携し、乳幼児の現状を把握した上で「保育園年（月）年齢食育計画」に沿った食育を推進します。	全公立保育所での実施を継続	保育課
2-2-7	かまくら食育クラブ員の活動支援	市の食育を推進するための食育ボランティアである「かまくら食育クラブ員」を育成し、そのグループ活動を支援します。	支援の継続	市民健康課
2-2-8	成長・発達にあわせてはたらきかけ	保育所における年齢別の食事、保育の問題点をまとめ、各年齢に応じた食事指導、家庭への食についてはたらきかけを明確にします。冊子「発達・発育にあわせてはたらきかけ」に沿って、子どもの成長、年齢にふさわしい食事指導を保育の活動と連携しながら行います。	全公立保育所での実施を継続	保育課
2-2-9	食育の啓発	食への関心を高めることを目的に、食に関する情報と学習の場を提供するため、「食に関する講座」をまとめた冊子や広報において関連課の講座等の周知を図ります。	事業の継続	市民健康課

主要施策 2 - 3 思春期保健対策の充実

現状と課題

ここ数年、性に関する問題を始め、薬物乱用、喫煙、飲酒等の低年齢化が進んでおり、こうした問題行動は年々増加傾向にあります。

また、思春期といわれる時期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べ精神的・社会的に未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といえます。

本市では、薬物乱用防止啓発活動を小中学校で実施し、スクールカウンセラーの配置やメンタルフレンドの導入など、思春期相談体制を充実させるとともに、思春期の子どもを持つ親に対する支援を行うなど、思春期保健対策に努めています。

今後も、思春期から青年期に向け、男女一人ひとりが、自らの心身の健康を意識し、自分とともに「ひと」をも大切にできるような教育・啓発を行っていくことが重要です。

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

カウンセラーや市民の方でも、思春期の悩みを聞いてくれる人が、身近にいると良い。最近の性犯罪をみると、もっと人の温もりのある性教育が必要ではないかと思う。小学校にもスクールカウンセラーを配置してほしい。

施策の方向性

喫煙や飲酒、薬物乱用の防止、健康づくりや性に関する正しい知識の普及
精神的な悩みを抱える子どもに対する相談・支援体制の充実

具体事業一覧

事業名		事業内容	方向性	実施主体
2-3-1	思春期相談体制の充実	学童期・思春期における心の問題について、子どもと保護者の相談に的確に対応できるよう、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。また、市立中学校全校にスクールカウンセラーを、市立小学校全校に心のふれあい相談員を配置します。その他に、不登校状態等で自宅にひきこもりがちな児童生徒に対して、メンタルフレンドを派遣します。(要事前面接)	事業の継続	教育センター
2-3-2	親に対する思春期理解への支援	思春期を迎える子どもを持つ保護者を対象とした専門家による講演会等を開催します。 また、中学校において、生活指導担当教諭等から子どもの思春期について話をします。	事業の継続	市民健康課 教育指導課
2-3-3	学校における思春期教育の充実	小学校では、体育の保健分野で思春期の体の変化の学習、道徳における指導等、中学校では保健体育科の保健分野で思春期の体の発達や特別活動での心身の健康・安全にかかわる指導等を行います。 また、喫煙・飲酒・薬物乱用の心身への影響の啓発を行います。	薬物乱用防止教室の内容を拡充	教育指導課
2-3-4	児童・生徒理解研修会の実施	教員として必要な児童・生徒の理解、教育相談の理論や技法を習得し、教育活動に生かせる実践力の向上を図ります。	事業の継続	教育センター

主要施策 2 - 4 安心して産み育てられる医療体制の充実

現状と課題

子どもの健やかな発育、発達を促すためには、必要な時にいつでも診てもらえたり、相談できたりする小児医療体制を確立することが大切です。医療機関は、病気の診断や治療のみならず、子どもの発育状態の確認や、健康や子育ての相談、感染症の予防等、家庭や地域で幅広い活動が期待されています。

また、医療の進歩などにより、妊産婦や新生児の死亡率は世界で最も低く、高い母子保健医療水準を維持していますが、より一層安全・安心な妊娠・出産を支援することが必要です。

本市では、小児救急医療体制の充実や産科診療所開設への支援などにより安心して産み育てられる医療体制の充実に努めています。

ニーズ調査の結果では、かかりつけ医の有無について、「いる」が就学前児童で 91.7%、就学児童で 79.2%と高くなっており、今後も医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、小児医療体制の強化を図る必要があります。

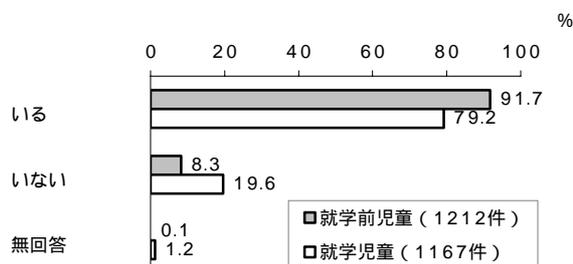


図 かかりつけ医の有無

協議会、市民・団体別懇談会等の意見

子どもを産む所や小児科があまりにも少なすぎると思う。産科はまだまだ足りないと思う。

安心して産めるところが少ない。みんな市外で出産をしているという状況。産みたいのに産めないという部分が、まず第一に解消されると違ってくる。

施策の方向性

小児医療体制の充実

産科医療体制の充実

具体事業一覧

事業名	事業内容	方向性	実施主体
2-4-1 小児救急医療体制の推進	関係機関との協議による小児救急医療体制を充実します。 また、広域的に小児救急に取り組むとともに、環境整備を図り、小児救急医療水準の維持向上を目指します。	事業の継続	市民健康課
2-4-2 小児緊急医療支援事業	休日夜間急患診療所の土・日・休日の夜間には、小児科に対応できる医師を配置します。	土、日、休日の夜間配置率の拡充 [20年度 51.7%]	市民健康課
2-4-3 かかりつけ医の確立	子ども一人ひとりの様々な健康問題が早期かつ包括的な対応を受けられるよう、保護者（予定者を含む）に「すくすく手帳」の配布や家庭訪問を行うことにより、かかりつけ医の確立等に関する啓発に努めます。	事業の継続	市民健康課
2-4-4 産科診療所運営への支援	鎌倉市医師会立の産科診療所「ティアラかまくら」の運営を支援し、市内で安心して子どもを出産し、育てられる環境を整備します。	年間 360 分娩	市民健康課